

第51号議案

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年8月28日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備に係る基準を改正する等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例

芦屋市火災予防条例（昭和48年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(変電設備)</p> <p>第13条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第13条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをい</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第13条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあつては</u>、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第13条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをい</p>

改正後	改正前
<p>う。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p><u>第15条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台の上に設けなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p>	<p>う。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p><u>第15条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床又は台の上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p>

改正後										改正前											
<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第12条第4号、第13条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第13条の2第1項第4号の規定を準用する。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>別表第3(第3条及び第20条関係)</p>										<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第12条第4号、第13条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 蓄電池設備</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>別表第3(第3条及び第20条関係)</p>											
種類					離隔距離(cm)					種類					離隔距離(cm)						
					入力	上方	側方	前方	後方	備考						入力	上方	側方	前方	後方	備考
炉～温風暖房機 (略)										炉～温風暖房機 (略)											
厨房設備	気体燃料	(略)								(略)	厨房設備	気体燃料	(略)								(略)
	固体燃料	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50												
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30												
		上記に分類されないもの		(略)								上記に分類されないもの		(略)							
ボイラー～電気温水器 (略)										ボイラー～電気温水器 (略)											

改正後	改正前
備考 1～3 (略)	備考 1～3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の芦屋市火災予防条例（以下「新条例」という。）第15条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第13条第1項第3号の2（新条例第10条の2第1項及び第3項、第13条第3項、第14条第2項及び第3項並びに第15条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第15条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

参 照 1

芦屋市火災予防条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備に係る基準を改正する等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 蓄電池設備について（第15条及び47条関係）

ア 蓄電池設備の規制単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に変更する。

イ 蓄電池設備（以下のものを除く。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

(ア) 蓄電池容量が10キロワット時以下のもの

(イ) 蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（以下「基準」という。）第2に定めるもの

ウ 屋外に設ける蓄電池設備（以下のものを除く。）は、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(ア) 柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの

(イ) 基準第3に定めるもの

(ウ) 消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの

エ 蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備については、その設置について消防長又は消防署長への届出を不要とする。

(2) 固体燃料を用いた火気設備について（別表第3関係）

厨房設備における固体燃料に係る離隔距離を次の表のとおり定める。

種類				離隔距離（c m）				
				入力	上方	側方	前方	後方
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

(3) 変電設備等について（第13条関係）

キュービクル式以外の変電設備等（※）についても、建物部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととする。

※ この改正規定の準用により、燃料電池発電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備についても同様に改正される。

3 施行期日等

(1) 令和6年1月1日

(2) 経過措置

ア この条例の施行の際現に設置され、又は現に設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、改正後の条例の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。

イ 改正後の条例第15条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、改正後の条例の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準

(令和6年1月1日施行)

第1 趣旨

この告示は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「省令」という。）第3条第17号及び第16条第4号ハの規定に基づき、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準を定めるものとする。

第2 出火防止措置が講じられた蓄電池設備

省令第3条第17号の消防庁長官が定めるものは、次の各号のいずれかに適合するもの又はこれらと同等以上の出火防止措置が講じられたものであること。

- 1 J I S（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）C 8 7 1 5－2
- 2 J I S C 6 3 1 1 5－2

第3 延焼防止措置が講じられた蓄電池設備

省令第16条第4号ハの消防庁長官が定めるものは、第2に定めるもので、かつ、次の各号のいずれかに適合するもの又はこれらと同等以上の延焼防止措置が講じられたものであること。

- 1 J I S C 4 4 1 1－1
- 2 J I S C 4 4 1 2
- 3 J I S C 4 4 4 1